

# 伊勢市公報

第401号  
令和4年7月20日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 収納の事務の委託について	2
○ 収納の事務の委託について	3
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	7
○ 令和4年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	8
 <b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 期日前投票所の投票管理者の変更について	9
○ 期日前投票所の投票管理者の変更について	10
 <b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	11
 <b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	12
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	13
 <b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	14
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	15
○ 第一種市街地再開発事業の事業計画の縦覧について	16

伊勢市告示第 128 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

津市西古河町 4 番 12 号

株式会社ジャパンスポーツ運営

代表取締役 西田 憲治

2 委託期間

令和 4 年 7 月 2 日から令和 4 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 129 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、御菌 B & G 海洋センタープールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

津市西古河町 4 番 12 号

株式会社ジャパンスポーツ運営

代表取締役 西田 憲治

2 委託期間

令和 4 年 7 月 2 日から令和 4 年 8 月 28 日まで

伊勢市告示第 130 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 4 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 龍 平

伊勢市二見町今一色 530 番地 1

変更後 濱 條 勉

伊勢市二見町今一色 68 番地

伊勢市告示第 131 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
古市楠部線	久世戸町字蝮尾 82 番 2 地先から 楠部町字広瀬乙 202 番 24 地先まで	令和 4 年 7 月 18 日

伊勢市告示第 132 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中島町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	北 村 昌 司
	伊勢市中島 2 丁目 15 番 18 号
変更後	山 口 昌 也
	伊勢市中島 2 丁目 10 番 7 号

伊勢市告示第 133 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 月 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
合同会社加藤
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名 称 デイサービスゆめ  
所在地 伊勢市大湊町 264 番地 100
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
令和 4 年 6 月 27 日 (事業所廃止年月日 : 令和 4 年 7 月 31 日)
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 134 号

令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者  
を下記のとおり変更します。

令和 4 年 7 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 本庁期日前投票所  
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	堀井 和代	令和 4 年 7 月 2 日
伊勢市	堀井 和代	令和 4 年 7 月 8 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	長澤 藤吉郎	令和 4 年 7 月 2 日
伊勢市	大藪 記三	令和 4 年 7 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 46 号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者  
を下記のとおり変更します。

令和 4 年 7 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

1 二見期日前投票所  
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	三浦 徹	令和 4 年 7 月 9 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	濱千代 日出雄	令和 4 年 7 月 9 日

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第199回総会を次のとおり招集します。

令和4年7月15日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年7月15日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 9 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
203	株式会社エヌ ケイケイ三重 本店	津市庄田町 2355-1	令和 4 年 6 月 24 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 4 年 7 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 4 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
勢田町、桜木町、中之町、辻久留 2 丁目、二俣 3 丁目、小俣町宮前の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 55 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 56 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 4 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 57 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 第 2 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により、伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業の事業計画（第 3 回変更）を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該市街地再開発事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和 4 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 第一種市街地再開発事業の施行者の名称

伊勢まちなか開発株式会社

2 縦覧開始日

令和 4 年 7 月 15 日

3 縦覧場所

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 7 月 29 日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出期間

令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 8 月 12 日まで

7 意見書の提出先

津市広明町 13 番地（本庁 4 階）

三重県県土整備部住宅政策課